平成２６年（フ）第６１１号
仙台市若林区六丁の目北町12番１―706号
債務者　石橋　資子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６６０号
仙台市泉区歩坂町47番15号
債務者　樫崎　しづ
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
秋田市中通５丁目５番10号　メゾンエスポワール402号、前住所秋田市東通仲町９番１号　メゾンクレール秋田213号
債務者　目黒　良江（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８号
茨城県神栖市波崎8203番地39　グランピアコーポＨ―２
債務者　佐竹　一敏
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５７号
茨城県神栖市知手中央８丁目10番26号レミントンハウス５号棟
債務者　糸日谷優佳（旧姓小松崎）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２８０号
新潟市東区中山８丁目１番31号11
債務者　樋浦　伸一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２３号
新潟市南区白根2938番地
債務者　丸山　俊一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５１号
新潟市秋葉区車場２丁目19番33号
債務者　三澤　潤一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１１号
金沢市西泉４丁目98番地１　セジュール山田101号
債務者　玉川　　孜
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３１２号
金沢市西泉４丁目98番地１　セジュール山田101号
債務者　玉川　孝子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３２８号
金沢市二口町ハ６番地１　マサミハイネス105号
債務者　水出　喜久
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２８４号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居114―１　戸田ハイツ106、住民票上の住所山梨県甲府市高畑２丁目９番26号
債務者　後藤喜久雄
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
山梨県北杜市明野町小笠原3302番地
債務者　清水　明美（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
長野県松本市並柳２丁目14番27号　ステーション21―206号
債務者　中陳美枝子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２１２号
長野県松本市渚２丁目８番18―502号
債務者　迫田　行弘
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２２７号
長野県安曇野市三郷明盛1031番地１　サンシティ明盛203号室
債務者　降旗ゆかり
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３７５号
岐阜県各務原市那加桐野町１丁目21番地１　ドリームハウスＢ103号
債務者　櫻井　　伸
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岐阜地方裁判所